

## 寝屋川市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成27年3月27日社援発0327第2号社会・援護局長通知）に定めるもののほか、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第16条第1項に定める生活困窮者就労訓練事業の認定（以下「就労訓練事業の認定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の添付書類)

第2条 就労訓練事業の認定を受けようとする者は、省令第20条に定める申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- (2) 平面図、写真等の事業が行われる施設に関する書類
- (3) 事業所概要、組織図等の事業の運営体制に関する書類
- (4) 貸借対照表、収支計算書等法人の財政的基盤に関する書類
- (5) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (6) 誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人、消費生活協同組合等、法以外の法律に基づく監督を受ける法人は、同項第6号及び第7号に定める書類のみ添付して提出することができる。

(認定等の通知)

第3条 市長は、法第16条第2項の規定による申請に対する認定又は不認定を行ったときは、申請者に対し生活困窮者就労訓練認定通知書又は生活困窮者就労訓練事業不認定通知書により通知するものとする。

(認定を受けた就労訓練事業の変更)

第4条 認定を受けた就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）に関し、省令第22条第1号又は第3号から第5号の各号に掲げる事項について変更が

あった場合は、変更のあった事項及び年月日を認定生活困窮者就労訓練事業変更届により市長に提出しなければならない。

- 2 認定就労訓練事業に関し、省令第22条第2号に掲げる事項について変更しようとする場合は、あらかじめその旨を認定生活困窮者就労訓練事業事前変更届により市長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第5条 認定就労訓練事業を行う者（以下「認定就労訓練事業者」という。）は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届を市長に提出しなければならない。

(認定の取消)

第6条 市長は、認定就労訓練事業者が省令第21条各号に適合しないものとなったと認めるときは、法第16条第3項に基づき当該認定を取り消すことができる。

- 2 前項の取消しを行った場合は、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書により通知するものとする。

(報告徴収)

第7条 市長は、認定就労訓練事業者及び認定就労訓練事業者であった者に対する法第21条第2項の報告を求めるときは、報告徴収書により報告を求めものとする。

- 2 前項の報告を求められた者は、報告期限までに文書で市長に報告しなければならない。

(寝屋川市認定就労訓練事業台帳)

第8条 市長は、寝屋川市認定就労訓練事業台帳（以下「台帳」という。）を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し、これを適切に管理する。

- 2 市長は、第4条第1項に定める届出、同条第2項に定める届出、第5条に定める届出及び第6条第1項に定める取消しが行われた場合は、台帳を更新する。

(情報公開)

第9条 市長は、次の各号に掲げる情報を公開するものとする。

- (1) 認定就労訓練事業者の名称及び住所並びに連絡先
- (2) 認定就労訓練事業の内容及び定員の数
- (3) 認定を行った自治体及び認定年月日

(4) 認定番号

2 前項の規定による情報公開は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) ホームページによる方法

(2) 冊子、書類等を福祉部保護課の執務室内において備え付け、求めに応じて  
閲覧に供する方法その他適当な方法

(委任)

第10条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、  
福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。